

東日本大震災から 4 年目、広島土砂災害から数ヶ月

復興は住宅の再建から

都市型災害は全国どこでも危険性があります



2014年8月20日未明、広島市北部を襲った豪雨、土砂崩れは、死者74名・被災家屋約5000戸という大変な被害をもたらしました。今回の災害は、都市近郊の住宅団地が集中豪雨による土砂崩れで甚大な被害を受けた「都市型大規模災害」と言われます。広島市では高度経済成長期に宅地造成が急激に進み、その多くが急傾斜地・中山間地の開発によるものであり、その大半が今回の被災地と同様の「危険性」を持つと言われています。時間雨量100ミリ以上の豪雨は、今日、ひんぱんに観察されており、高度成長期に全国で開発されたかつての「新興住宅」には、広島と同様の「都市型災害」の危険があると危惧されます。

東日本大震災、そして今回の広島土砂災害からの復興には、まず住宅の再建が不可欠です。しかし、被災により財産等を失った被災者が自力で生活再建をすることは容易ではありません。

支援金200万円の増額と居住確保のための支援を求めます

被災者生活再建支援法は1998年に制定され、住民の要望と運動により2回、見直し・拡充されてきました。2011年にも見直す予定でしたが、東日本大震災が起り、見直しに至っていません。被災者の1日でも早い生活再建が実現できるよう、支援制度の拡充を求めていきます。

支援金の支給額について200万円の増額を要望します。現在の基礎支援金100万円と住宅再建のための加算支援金200万円の支援金では自己資金として絶対的に不足しており、住宅再建をためらわざるを得ません。せめて加算支援金200万円を400万円に、200万円増額すれば住宅の自力再建のめどがつきやすくなります。

東日本大震災100万署名と共同で

東北6県の生協連と被災3県の復興支援団体が、共同で「被災者生活再建支援法」による住宅再建の支援金を増額することを重点に、被災者の実情にあった制度の見直しや自然災害からの救済の拡充を国に求める「100万署名」を取り組んでいます。

広島県災対連もこの趣旨に賛同し、同様の請願項目で署名に取り組みます。

【取扱い団体】

【事務局】災害被災者支援と災害対策改善を求める
広島県連絡会（広島県災対連）
〒732-0052 広島市東区光町2-9-24-205（広島県労連内）
TEL082-262-1550 Fax082-261-5059 E-mail:bwz23598@nifty.com
<http://h-kenroren.cocolog-nifty.com>

年　月　日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める署名

2014年8月20日未明、広島市北部を襲った豪雨、土砂くずれは、死者74名・被災家屋約5000戸という大変な被害をもたらしました。多くの被災者の皆さんには、住宅家屋の再建など多くの不安を抱えながらの生活を強いられています。

また、東日本大震災から3年半が経過し、26万人もの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らしています。一日でも早く人間らしい住まいや生活空間を得て、地域で安心して暮らすことが、被災者の最大の願いです。東日本大震災も、広島土砂災害を始めとした全国各地での災害でも、住宅の再建は一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、2度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、自宅再建や住宅確保が進んでいません。加えて、高齢者や生活困窮者など、自宅再建の難しい人もおり、東日本大震災の実情にあわせた支援策が必要になっています。

近年、広島土砂災害のような災害救助法が適用される大規模災害のほか、狭い範囲に甚大な被害をもたらす局地的なゲリラ豪雨や竜巻などが全国各地で頻発しています。このような自然災害に対して、国民に等しく救済の手が差し伸べられるような施策にすることも求められています。

2007年度に改正された際に、国会は4年後に制度の拡充に向けて見直すとする付帯意見を付しましたが、見直すはずだった2011年に東日本大震災が発生したため、議論はされたものの総合的な見直しは行われていません。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者生活再建支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

【請願項目】

1. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること。
2. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
3. 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
4. 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて検討すること。

氏　名	住　所